

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7)～(90)の4 略</p> <p>(91) 健康増進法第22条の規定に<u>基づく</u>指導及び助言に関すること。</p> <p>(92) 健康増進法第23条の規定に<u>基づく</u>勧告及び命令に関すること。</p> <p>(93) 健康増進法第24条の規定に<u>基づく</u>報告の徴取、立入検査等に関すること。</p>	<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(6)の2 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p>(7)～(90)の4 略</p> <p>(91) 健康増進法第22条の規定による<u>指導</u>及び助言に関すること。</p> <p>(92) 健康増進法第23条第1項の規定による<u>勧告</u>及び同条第2項の規定による命令に関すること。</p> <p>(93) 健康増進法第24条第1項の規定による<u>報告</u>の徴取、立入検査等に関すること。</p> <p><u>(93)の2 健康増進法第31条の規定による指導及び助言に関すること。</u></p> <p><u>(93)の3 健康増進法第32条第1項の規定による勧告及び同条第3項の規定による命令に関すること。</u></p> <p><u>(93)の4 健康増進法第34条第1項の規定による勧告及び同条第</u></p>

改正前	改正後
<p>(94) <u>健康増進法第27条第1項の規定による立入検査及び収去に関すること。</u> (94)の2～(188) 略</p> <p><u>(188)の2</u> 略</p> <p><u>(188)の3</u> <u>動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第2項の規定による届出の受理及び同条第3項の規定による命令に関すること。</u></p> <p>(189) <u>動物の愛護及び管理に関する法律第23条（同法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び命令に関すること。</u></p> <p>(190) 略</p> <p><u>(190)の2</u> <u>動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の規定による届出の受理に関すること。</u></p>	<p><u>3項の規定による命令に関すること。</u></p> <p><u>(93)の5</u> <u>健康増進法第36条第1項及び第2項の規定による勧告並びに同条第4項の規定による命令に関すること。</u></p> <p><u>(93)の6</u> <u>健康増進法第38条第1項の規定による報告の徴取、立入検査等に関すること。</u></p> <p>(94) <u>健康増進法第61条第1項の規定による立入検査及び収去に関すること。</u> (94)の2～(188) 略</p> <p><u>(188)の2</u> <u>動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(188)の3</u> 略</p> <p><u>(188)の4</u> <u>動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6の規定による命令に関すること。</u></p> <p>(189) <u>動物の愛護及び管理に関する法律第23条第1項（同法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による勧告、同条第3項（同法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び同条第4項（同法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令に関すること。</u></p> <p>(190) 略</p> <p><u>(190)の2</u> <u>動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令並びに同条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p><u>(190)の3</u> <u>動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の2の規定による届出の受理に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(190)の3 略</p> <p>(191) 動物の愛護及び管理に関する法律第25条の規定による勧告、命令及び協力の要請に関すること。</p> <p>(192)～(287) 略</p> <p>(288) 浄化槽法第11条の2の規定による廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>(289)・(290) 略</p> <p>(291) 略</p> <p>(292) 略</p> <p>(293)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(190)の4 略</p> <p>(191) 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第1項の規定による<u>指導又は助言、同条第2項及び第4項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、同条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査並びに同条第7項の規定による協力の要請に関すること。</u></p> <p>(192)～(287) 略</p> <p>(287)の2 浄化槽法第11条の2第1項の規定による<u>休止の届出及び同条第2項の規定による再開の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(288) 浄化槽法第11条の3の規定による廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>(289)・(290) 略</p> <p>(290)の2 浄化槽法第12条の5第4項(同条第5項で準用する場合を含む。)の規定による<u>協議及び同意に関すること。</u></p> <p>(291) 略</p> <p>(291)の2 浄化槽法第49条第2項の規定による<u>情報の提供を求めることに関すること。</u></p> <p>(292) 略</p> <p>(292)の2 浄化槽法附則第11条第1項の規定による<u>指導及び助言、同条第2項の規定による勧告並びに同条第3項の規定による命令に関すること。</u></p> <p>(293)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第188号の3の改正規定及び同号を同項第188号の4とし、同項第188号の2を同項第188号の3とし、同項第188号の次に1号を加える改正規定、同項第189号の改正規定、同項第190号の3を同項第190号の4とす

る改正規定、同項第190号の2の改正規定及び同号を同項第190号の3とし、同項第190号の次に1号を加える改正規定並びに同項第191号の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。